

あお き こう へい
青 木 孝 平

学位の種類 博士(経済学)
学位記番号 経第47号
学位授与年月日 平成6年5月19日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 ポスト・マルクスの所有理論
—現代資本主義と法のインターフェイサー—

論文審査委員 (主査)
教授 渡辺 寛 教授 馬 渡 尚 憲
教授 柴 田 信 也

論文内容の要旨

旧ソ連邦はじめ東欧諸国が、あいついで市場経済の導入へと向かっている。市場メカニズムの万能性が称賛され、私的所有権を保障するパンデクテン型民法の復活やさらには株式会社法の制定がすすめられようとしている。

他方、現代資本主義国では、企業の「所有と経営の分離」によって自然人の大株主が消滅しつつある。株式の法人所有や経営者支配がすすんで株式債権説や会社財団論が登場し、企業の社会的責任が宣伝され、資本家のいない「日本資本主義」はもはや資本主義ではないとさえいわれる。

このような現在直面する現象を念頭において、本論文では、マルクス理論の意義と限界をふまえた所有論・株式会社理論の全面的な再検討を試みる。

本論文は、Ⅰ、Ⅱ部から構成され、第Ⅰ部「プレ・マルクス所有理論」では、マルクス自身による所有論の展開過程を経済学と法思想の両面から史的に分析する。第Ⅱ部「ポスト・マルクスの所有理論」では、マルクス以後の現代所有論・株式会社理論のさまざまな系譜をたどり、現代資本主義における所有の新たな意義と体系的構造を明らかにする。

第I部では、1840～50年代の著作や遺稿とくに『経済学哲学手稿』『ドイツ・イデオロギー』『経済学批判要綱』に述べられた所有論の変遷をあとづけて、マルクスの社会思想上の到達地平をさぐる。

マルクスの所有論には二面性がある。初中期の古典派経済学の影響下で労働と直接的に結びついた所有把握と、後期にみられる商品経済的連関の結節における法観念としての所有把握とである。私見によれば、前者の所有論はしだいに消極化し、後者のそれが逆に中心となり、資本主義経済システムとその法イデオロギー的表現としての所有の体系的解明が主要な課題になってくる。

ところが通説的なマルクス主義では、前者をドグマとし、「所有」は生産手段の帰属をめぐる概念としてア・プリオリに設定され、生産関係の基礎カテゴリー、すなわち搾取と支配・従属の構造を解明する前提カテゴリーとみなされてきた。スターリン以来の旧ソビエト・レニングラード派はいうにおよばず、わが国の多くの経済学者や法学者もこれに追随してきた。

このような通説的所有論のヴァリエーションとして、平田清明らの個体的所有論、福富正実・田口富久治・芝原拓自などの生産過程からの所有論が提起された。また、現代資本主義議論のなかからも、奥村宏・北原勇・三戸公・西山忠範らが、自然人の生産手段の所有の消滅によって新しい生産関係の到来を説いている。しかしこれらの議論はいずれも、労働・生産過程と所有とを直結させ、所有主体の変化をそのまま生産関係の変貌のメルクマークとする点で難点がある。通説的マルクス主義と同様に、法イデオロギーにすぎない所有が社会システム分析の前提におかれ、経済的カテゴリーとして物神化されてしまう。

マルクス自身の所有観の変遷は、こうした自然法的な所有観に対する根本的批判に到達するまでの試行錯誤のプロセスであったように思われる。

『経済学哲学手稿』は、人間の本質を労働とその成果に対する所有に求め、こうした労働の疎外の結果として私的所有が生じるとする。マルクスは、まず主体としての人間を設定し、対象化→外化→疎外という生産物（客体）が人間（主体）から乖離していくプロセスを私的所有として把握しているにすぎない。それはロック、スミス流の近代自然法思想としての労働＝所有観を、ヘーゲル弁証法をもちいてフォイエルバッハ的な疎外論で補強したものとどまる。

つづく『ドイツ・イデオロギー』は人間主体の定礎からでなく、分業という社会関係から出発する点で、疎外論から物象化論へ大きな飛躍をとげている。

しかし、その所有論は「労働の分割の数だけ所有のさまざまな形態がある」という認識にとどまっていた。マルクスは、「部族所有」「古代的所有」「封建的所有」を区別してはいるが、分業の展開という労働の内発的・量的な発展からでは、排他的で私的な質をもった多様な所有の成立構造や、地域的・歴史的に個性をもった所有イデオロギーが分節する根拠は不明のままである。

ここには近代的所有権観念の投影された労働観をあらかじめ歴史の前提におき、所有の不平等の根拠をこの労働の不均等な支出の結果とみなして、人類史の全体をとらえようという逆立ちした手法がみられる。したがって『ドイツ・イデオロギー』において確立されたとされる唯物史観は、もっ

ばら採取工業→小工業→大工業といった労働過程内部の分業・生産力の発展からストレートに所有の歴史的形態を記述するレベルにとどまっておらず、いまだ「生産関係」にあたるカテゴリーを創出しえていない。所有を歴史的な生産関係に対応する法イデオロギーとして分析する視点は未確立である。

『経済学批判要綱』のマルクスは、ヘーゲルの『法の哲学』にならって、生産一般から出発し、生産関係のアンサンブルとしての所有を解析しようとする。マルクスは、「本源的には、労働と労働条件の結合のもとでの主体による生産諸条件への関係行為こそ、現実的領有の根拠である」という、いわゆる「本源的所有」を前提にして、資本主義に先行する各所有形態を分析している。こうしたマルクスの一面的な抽象方法が、資本主義的所有の分析においては「領有法則の転回」としてあらわれる。近代法の出発点に、個々人の労働とその生産物の所有権を想定し、この法理念が資本家的蓄積の進展とともに仮象となる、「所有権は、他人労働を領有する権利に転回し、自己の労働の生産物と労働自体を他人に属する価値として侵してはならない義務に転回する」という。

だがこの転回論は、第一に本源的蓄積におけるエンクロージャの無視に、第二に近代的所有権の合理性とくに土地所有権の理解に、大きな限界がある。また論理そのものも、マルクスにおける経済学批判体系の進展とともにしだいに消極化し克服されていく過渡的なものでしかない。『要綱』の後期の執筆プランに具体化される土地と賃労働の体系への包摂は、マルクスの所有認識の深化を示している。当初マルクスは、労働生産物でない土地所有を近代的所有権にとって「余計なもの」とみなしたが、商品流通を基軸とした所有理解の確立とともに、その位置付けを変更していったプロセスが読みとれる。

こうして『資本論』の成立は同時に、自然法思想の影響にもとづく所有観、あるいはこれを根拠にした領有法則転回論による近代的所有権理解の限界を明らかにし、かわって生産関係のアンサンブルとしての所有論体系を開示する。

もっとも『資本論』は、1巻22章1節（蓄積論）や24章7節（本源的蓄積）で、いまだ労働＝所有観に依拠して、資本家による不払い労働の領有を批判し、社会主義を個人的所有の再建とする理解を残している。こうしたイデオロギー的な所有把握は、冒頭の商品論において直接に労働価値説を前提とした結果であり、『資本論』3巻体系の進展とともに消失していかざるをえない。

『資本論』全3巻のコンテクストに即せば、これらと反対に「自己の労働にもとづく所有」に根ざす市民法的諸規範そのものが、特殊歴史的な資本主義の①流通・②生産・③分配の総プロセスによって、不断に合理的な当為の根拠を保障される意思関係として論証される。つまり、①流通過程において所有は、共同体的な規範の外にあらわれる例外的なイデオロギーでしかないが、②これが共同体内の労働・生産過程を規範的根拠として獲得することによって、全社会システムを一元的に法秩序だて、③資本主義の分配過程において、個人の自由な意思による対抗を通じて財貨の帰属が全面的正当性を獲得する。

『資本論』全3巻を、近代所有権法体系についての解析の書として読みこむことで、独立した個

人の労働による所有をア・プリオリな実体としその平等な契約によって編成される、所有の物神性をえぐりだすことが可能になる。

第Ⅱ部では、マルクス所有論の到達地平をふまえ、株式理論をめぐる論争を批判的に検討し、ひいては現代資本主義企業の所有構造の分析を試みる。

まず、『資本論』による原理的な所有権（物権）・債権システムと株式所有との差異・断絶を確定し、つぎに、歴史的段階としての金融資本型蓄積を背景とした株式会社法の形成と存立構造を分析する。そして最後に、現代における株式の債権化とその限界を、経済学（信用・金融論）・経営学（企業形態論）と民法・商法学（会社法学）との接合によって解明する。

信用のメカニズムをもっとも体系的に分析したテキストとして、『金融資本論』第1篇があげられる。ヒルファディングは信用制度を流通信用と資本信用に区分し、前者から売り掛け債権とその発展である手形・銀行券の有価証券を、後者から利息付き債権とそのストレートな延長上に株式証券・会社制度を位置づける。わが国の財産法学における我妻栄・実方正雄らの株式債権説、川島武宜・富山康吉らの株式所有権説の、いずれの学説もこれに負っている。

しかし『資本論』の信用論の今日的な研究をふまえれば、所有権は、資本のメタモルフォゼにおいて貨幣による商品の購買（商品市場）によって形成される法イデオロギーであり、債権は、このプロセスにおいて不断に生ずる遊休貨幣の融通関係（貨幣市場）の規範を軸に理解されねばならない。前者を後者が補完し産業循環を自己調整する法システムとして、所有権の優先性・絶対性と債権の対人性・相対性という近代民法の私的自治機能ができあがる。

これに対し株式は、産業規模の拡大という自己資本としての所有権の増大の結果ではないし、他方、金銭貸借の増加という他人資本としての債権の化体でもない。その成立には、商品市場（所有権）とも貨幣市場（債権）とも異なった、資本そのものを商品化する資本市場の制度化が必要となる。こうした株式の性格は、個人産業資本に対応する近代法的な所有論（物権・債権）パラダイムにおいては理解できない。株式の理論構成は、産業資本型市場の外部にある歴史具体的な金融資本の市場構造をトレースすることでのみ可能になる。

実際イギリスにおいては、1856年法～1862年会社法において、いち早く有限責任制と準則主義が承認されている。だが、当時の綿工業を軸とした産業資本の個人企業ないしパートナーシップとしての成長は、銀行を、企業間の遊休資金を債権化して短期融通する預金銀行として発展させ、また資本市場をもっぱら海外貿易への投資に集中していった。自由主義型のイギリス会社法は、法律的な整備にもかかわらず社会的資金を流動化することができず、株式を法制度とかけはなれた組合的・企業所有権的な性格のものにとどめた。

他方ドイツでは、1870年法において準則主義の成立をみる。だがつづく84年、97年商法では株式会社の設立に大幅な規制が課せられている。後発資本主義国では、はじめから重工業を移入して有機的構成の高度な固定設備を育成するため、かえって旧来の中間層を分解せずに残し、ここに滞留

した資金をいっきょに株式として産業に集中することが可能になる。ドイツ会社法の規制主義的な性格は、投資銀行と結合した基幹産業を保護し、広範な社会的資金を擬制資本化してこれに安全に投下することを確保するものであった。

ルノーやレーマンの「社員権」理論は、株式に、企業財産から分離した他人資本としての債権的な流動制と、産業企業に対する自己資本型の物権的支配・利潤配当性とを同時に保障するものであり、金融資本的な蓄積構造を法イデオロギー的に表現するものであった。不特定多数の株主が一つの「社団」を組織するものと擬制し、この社団に企業財産の所有権を帰属させることで、株式の流動性から独立した現実資本の継続的運動を保障する（所有と経営の分離）。他方、社団構成員としての身分において株主による企業への人格的コントロールを基礎づける（所有による支配）。それは、少数の大株主が機能資本の支配権を独占するとともに、多数の中小株主が利子取得だけを目的とする金銭債権者と化し、雑多な資金の動員が可能になっていることを前提としていた。

しかし20世紀にはいると新たな構造変化が生じてくる。ドイツでは1929～37年に会社法が大改正され、株主総会の役割の縮小、取締役への権限委譲が盛り込まれ、アメリカでも、正規業務における取締役会の強化がはかられ、各州のブルスカイ法や1934年の連邦証券取引法に継承されていた。

こうした会社法の変質に対して、パーロ、メンシコフ、フィッチ、オッペンハイマーらのマルクス主義者は依然として自然人の大株主支配を主張したが、むしろバーリ＝ミーンズやバーナム、ゴードン、ガルブレイスなど経営者支配論の系譜が有力となる。さらに第二次大戦後以後アメリカでは、銀行信託部・生命保険・投資信託による機関所有株式が増える。パットマン報告、メトカーフ報告、SEC調査は、金融機関の支配論を展開し、バラン、スウィージー、カトラーらは逆に「会社それ自体」の資本家としての自立を提起する。

だが現代アメリカの所有構造の特徴は、広範な大衆資金が株式所有にむかい、現実資本の拡大をささえている点にあるのではないか。かかる経済システムの基礎は、1920年代好況から30年代不況にいたるニューディールのNIRA体制によりつくられた。高額な耐久消費財の大量生産・大量販売というフォードイズムをになう消費主体として、労働者大衆の富裕化が政策的に追求されたのである。こうした大衆の遊休資金を吸引し生産資本化する機構として機関投資家がはじめて登場する。

それゆえアメリカの機関投資家は、法制度的にも大衆株主の代理人にとどまり、その意思をはなれて存立できない側面をもつ。このため会社支配よりも配当への関心が強く、いわゆるウォール・ストリート・ルールによって絶えず高配当を要求せざるをえない。TOBやストック・オプション権により経営者もこの所有者の意思に逆らえない。信託制度という法システムが、大衆－機関－経営者という「所有」と「経営」の高度な依存関係を支えている。

これに比べて日本では、事業法人の株式所有が支配的であり、この相互の持合によって環状やマトリックス型の企業集団が編成されている。1947年に形成された独占禁止法体制が49、53年の大改正により崩れ、50年代の乗っ取りの頻発、60年代以降の資本自由化から企業を共同防衛するために

株式持合がすすんだ。それゆえ「資本家のいない資本主義」は、いちめんで会社による会社支配（宮崎義一）、法人資本主義（奥村宏）という側面をもっている。

しかし法人持合は株式所有の閉鎖性を生みだして、配当金の相殺による低配当に帰結していく。

“安定配当主義”と称して利潤と配当との関係が切断され、「所有」と「経営」は無関係に見えるのである。この結果、代表取締役・社長を中心とした長期安定志向型の経営権が確立される。“会社主義”日本において、株式は資本所有としての意義を喪失した（西山忠範）のか。

私見では、この秘密を解くのが高株価である。持合が低配当をうみ、そのぶん利潤の社内留保と減価償却による現実資本の充実に帰着する。さらに時価発行増資制度によるプレミアムの蓄積が加わり、会社資産の純増が株価の高騰をつくりだす。この高株価が、高度成長下で富裕化した大衆資金を株式市場に大挙動員する牽引力となる。60年代末の高度成長末期からは過剰流動性にもとづく法人買いが株価を吊り上げ、石油ショック以降は金融・生命保険・投資信託などによる法人買いがこれを加速し、バブル経済の崩壊へとひた走っていった。いいかえれば、経営目標における利潤率から企業成長への転換は、株主における配当から株価への関心の変化に支配されていたといえよう。

ここに、今日の法イデオロギー上の「所有と支配の分離」を背後で支える、経済的な「所有」と「経営」の新たな連動構造がある。取締役の経営権の強化をもって株式の債権化や企業の財団化とみなす多くの見解は支持できない。

第一に、現代の大株主である法人所有において株式は企業集団の結束を強化する手段となっており、議決権（共益権）を中心に支配証券としての性格を維持している。第二に、その他多数の大衆株主にとって株式は投機商品としての流動性を持ち、広範な社会的遊休資金を集中する意味において「自益権」としての機能を保っている。こうした所有権性と債権性とを同時に実現するものとして、株式は現代においても「社員権」としての意味をもつ。

経営権の自立による企業の公共性なるものは、現代資本主義の労使協調・同権化という多元的調整構造にもとづくものだったとみなしうる。終身雇用・年功序列・企業内組合のもとで、労働者は富裕化して企業社会への依存を強め、現代企業の顧客としてのみならず最終的な資金提供者として立ちあらわれた。現代企業の「社会化」とは、旧中間層にかわって労働者大衆自身が企業社会の内部に包摂されたことの法イデオロギー的表現というべきであろう。

現代の“資本家のいない法人資本主義”は、私的所有の権力が消滅に向かう社会ではない。逆に、所有権のフェティシズムが社会の全メンバーをとらえたシステムである。マルクス理論の意義と限界を見定めた所有の存立構造の解明なくして、現代資本主義の強さも現代社会主義の崩壊の意味も理解できない。

論文審査結果の要旨

(一)

本論文は、第Ⅰ部 プレ・マルクス所有理論と第Ⅱ部 ポスト・マルクスの所有理論、の2つの部分から構成されている。本論文の主要な分析対象は、現代の資本主義のもとでの株式会社について、経済理論と法理論との両領域にわたる内外の諸説を検討し、氏自身の見解を定立することにある。この場合、現代の株式会社について、その「所有」はどこに帰属するかについての、多くの錯綜した諸説が存在している。著者は、該問題を究明するために、そもそも「所有」の基本的規定をまず明らかにすべきであると考え、その解答を、マルクスに求めようとする。それが、第Ⅰ部の主題をなす。

ところで、マルクスの所有理論といっても、初期の「経済学哲学手稿」、中期の「ドイツ・イデオロギー」、後期の、「資本論」の執筆の準備稿ともいえるべき、いわゆる「グルントリッセ」、そして「資本論」では、マルクスの見解は、著しく異なっており、彼は、初期の、労働の疎外に私的所有を基礎づける見解、中期の、分業の展開に応じて様々な所有が展開するという立論、そして後期の、「グルントリッセ」における、ヘーゲルの法哲学に倣って、労働と労働条件の結合＝本源的所有から歴史的に、資本主義に先行する所有諸形態の分析をする見解に到達した。マルクスは、ここで、自己労働に基づく自己所有を近代法の出発点として想定するのである。多くの法学者は、ここに所有の法的基礎を求めることになる。しかし、著者の理解では、後期のマルクスは、こうした考えにとどまることなく、「資本論」における、自己労働に基づく自己所有とは法的仮象にほかならない。約言すれば、所有とは、自己の占有物の販売を媒介として他者の財の商品としての取得によって成立する意志関係と、その社会的展開によって確保されるものだということである。そして、「自己労働に基づく所有」のイデオロギーたる市民法的諸規範は、特殊歴史的な資本主義の流通・生産・分配の総体のなかで、イデオロギー的な正当性を根拠づけられる。しかし、同時に「資本論」の論理的展開は商品・貨幣・資本の、商品の売買を始点とする所有関係の展開＝生産関係の理論的展開によって、近代法イデオロギーの根拠を経済学的に批判するシステムとなっている。だが、著者は、マルクスの、先行する単純な労働所有史観が、なお「資本論」において残滓として存在し、理論の充実な展開を時に妨げていることを指摘している。

著者は、如上の行論のなかで、日本人に限っても、我妻榮、川島武宜、藤田勇、平田清明等の諸理論を、マルクスの主張の発展段階のいずれかに拠るものとして、批判的に検討している。

(二)

さて、次に、第Ⅱ部の紹介に移ろう。

ここでは、マルクス所有理論の到達点を基準としつつ、株式理論を巡る論争を批判的に検討し、そして現代の資本主義企業の所有構造の分析を課題とする。著者の言説はこうである。「資本論」、

特にその信用論に即して考えれば、所有権とは、資本のメタモルフォーゼのなかでの貨幣による商品の購買によって形成される法的イデオロギーであり、債権は、同じく、この過程で形成される遊休貨幣の融通関係の法的規範であって、所有権の優先性、債権の対人性・相対性として、近代民法の自律的機能を位置づけなければならない。我妻等の株式債権説、川島等の所有権説も、如上の経済学的規定によって再定位されなければならないのである。さて、現代の企業の支配的形態たる株式会社は、単なる自己資本の所有（権）の拡大としても、あるいは金銭貸借の増加としての他人資本の債権の化体としても理解できない。つまり、この資本蓄積形態は、産業資本に照応する、物権・債権という近代法の所有論では理解できない。株式会社を理論的に把握するためには、歴史具体的な金融資本の市場関係の理解を前提とするのであって、法学による解明に、それが先行しなければならない。19世紀末の後発資本主義国ドイツにおける、社会的遊休資金を株式の発行を媒介として動かしつつ、巨大な固定設備投資を実現するものとして、近代株式会社のプロトタイプが把握され、これを俟ってはじめて、当時のドイツ会社法の――イギリスの19世紀中葉のそれとは異なった――規制主義的な、銀行と産業との結合を軸とした基幹産業に対する保護的性格も明らかになる。

近代株式会社が上の如きものであるとすれば、それに対応した、これを法的に確定する株式会社の法イデオロギーが、当然に、形成されることになる。その有力な1つが、ルノー、レーマンの「社員権」の理論で、これは、不特定多数の株主が1つの「社団」を組織するものと擬制して、この社団に企業財産の所有権を帰属させて、現実資本の持続的蓄積を保障し、各株式はこの「社団」の社員権を帰属させて、現実資本の持続的蓄積を保障し、各株式はこの「社団」の社員権として位置づけられる。言うまでもなく、これは、近代株式会社を法的に整序したイデオロギーであり、その実態は、少数の大株主による現実資本の実質的支配にあった。

近代株式会社は、しかし、両大戦を経て、更に、現代のそれへと変質していく。つまり、いわゆるフォーディズムを担う消費主体としての労働者大衆の富裕化が、現代の資本主義下で実現され始め、彼らの貯蓄を吸引し、現実資本への転化を媒介する機関投資家が1つのシステムとして登場してきたことである。例えば、アメリカの場合、絶えず高配当を要求する、支配的株主としての機関投資家の背後に存在するのは、かかる富裕化した労働者大衆である。また、「資本家のいない資本主義」（西山忠範）、「法人資本主義」（奥村宏）等々多くの名称を持つ日本の巨大株式会社は、株式の相互持合を通じた、低配当の「安定配当主義」によって、利潤と配当との関係が断ち切れ、上のような名称を正当化しているかに見える。だが、ここ日本においては、アメリカの高配当に相当するのが、高株価であり、生保・投信・金融機関による、大衆資金の動員が、これを実現していくことで、大衆の富裕化を前提としつつ、同時に富裕化をある期間促進していくという作用を果たした。

如上の事態は、これに対応して、さきのような、様々な、現代資本主義論を生み出した（宮崎義一、奥村、西山、北原勇等）。しかし、現代の大株主である法人所有は、企業集団の結束強化の手段となり、かつ議決権を中心とする支配証券としての性格を維持している。次に、大衆株主にとっ

ては、投機商品としての株式の所有は「自益権」を持っているという意味において、依然として「社団」の「社員権」たる地位を法的に所持していると言わなければならない。現代の、株式会社についての種々の「社会化」イデオロギーは、旧中間層に代って、労働者大衆自身が資金提供者として立ち現れた、現代の法イデオロギー的表現というべきであろう。現代の資本主義は、私的所有の権力が消滅に向う社会ではなく、種々の法的フェティシズムが全社会のメンバーによって妥当なものとして受容される社会なのである。

(三)

本論文に対する評価に移ろう。著者は、まず第Ⅰ部で、マルクスの所有理論の変遷を初期から「資本論」まで、かなり大胆に整理し、各時期についての、内外の論者の理論を詳しく検討し、批判している。その所説は主旨妥当であり、特に、所有の確立を、資本主義のもとでの、財の商品としての売買に求めている点は、著者の一貫した主張であるといつてよい。しかし、自己労働に基づく自己所有の淵源を、ロック、スミスに求めている点は、例えば、スミスについては「国富論」での論理に拠り所を求めているが、スミスの「グラスゴウ大学講義」では異なった見解が展開されていることを思えば、やや一面的であろう。また、所有の根拠を資本主義の原理的規定に求める余り——それ自体誤っているとはいえないが——、例えばイギリスにおいて、中世盛期における賃金労働者の存在、中世後期における土地売買の盛行によって、近代的所有関係が次第に形成されつつあったこと等が、視野に入っていない。

次に、第Ⅱ部であるが、従来、法学界での権威と目されてきた、我妻、川島の理論をはじめとして、内外の多くの法学者、経済学者の両面にわたる、株式会社理論を系統的に俎上にのせ検討しつつ、現代企業の分析に及ぶという、精力的な営為は、従来なかった、いわゆるインタディシプリナリな試みとして評価されるであろう。そして、行論も、主旨、首肯できるものである。

だが、科学としては当然のことであるが、ここでも、著者とは異なった見解もありうる。まず、現代の株式会社に対する考察が主眼点になっているゆえか、折角ドイツ金融資本の考察をしながらも、その分析がやや不足しているために現代企業としての株式会社における資本の商品化の持つ意義が軽視され、その結果、現代でも生ずる企業の吸収・合併の意義が射程に入っていない結果になっている。なお、著者自身が、いわゆる所有論的アプローチを批判しているにも拘らず、却ってそれに囚われて、現代株式会社に対する労働者大衆の資金の動員の実態に、分析が及ぶことがなかった。今後の課題となることを期待したい。

(四)

以上、(三)では、著者に対する審査担当者の批判的評価に重点を置いて述べた。とはいえ、それは、本論文が経済学・法律学の両分野に亘る広汎な研究成果を踏まえつつ、この両分野の成果を統合しようとした力作であることを、決して否定するものではない。以上により、本論文は、博士

(経済学)の学位を授与するに値するものと認定した。